

令和2年3月11日

環境生活農林水産常任委員長 谷川孝栄様

環境生活農林水産常任委員

村林 聡

議案第69号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に
関する基本計画の変更について」に対する修正案

上記の修正案を別紙のとおり会議規則第50条の2の規定により提出します。

議案第 69 号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」に対する修正案

議案第 69 号「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画の変更について」の一部を次のように修正する。

次の表の修正前欄に掲げる事項を同表の修正後欄に掲げる事項に傍線で示すように修正する。

項 目	頁 数	修 正 前	修 正 後
<p>第 1 章 基本計画策定の考え方 1 策定の趣旨</p>	<p>1 頁から 2 頁まで</p>	<p>国連では、2019～2028 年を国連「家族農業の 10 年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。<u>こうした中、今後、農村では、広域的に営農する農業経営体を中心としながら、兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家、企業やNPO法人などが参画した地域農業を守っていく体制を構築していく必要があります。</u></p>	<p>国連では、2019～2028 年を国連「家族農業の 10 年」として定め、重要な役割を果たしている家族農業の発展の必要性を打ち出しています。</p> <p><u>こうした中、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍に向け、法人や大規模経営だけでなく、これまで地域農業を担ってきた家族農業などの維持・継続を図っていくため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めていく必要があります。</u></p> <p><u>また、国においても、新たな「食料・農業・農村基本計画」の中で、人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進めることが示されており、こうした国の施策をしっかりと活用しながら着実に取組を進めてい</u></p>

項 目	頁 数	修 正 前	修 正 後
		<p>昨今の農業・農村における脅威として、(略)、夏の異常高温に対応した生産対策などが必要となっています。</p>	<p>く必要があります。</p> <p>昨今の農業・農村における脅威として、(略)、夏の異常高温に対応した生産対策などが必要となっています。</p>
<p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 めざす方向</p>	<p>39 頁</p>	<p>農業経営体の経営を発展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組むとともに、地域農業の<u>継続発展</u>に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家等が参画した集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。</p>	<p>農業経営体の経営を発展させるため、農地集積等による経営規模の拡大、複合化や多角化、法人化などに取り組むとともに、地域農業の<u>発展</u>に向け、こうした農業経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家などの<u>家族農業の維持・継続</u>、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出などを通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組みます。</p>
<p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 現状と課題</p>	<p>39 頁</p>	<p>また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農家等も参画した集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入などを促進する必要があります。</p>	<p>また、中心となる担い手が不在の地域等において、営農の継続を図るため、小規模な兼業農家や高齢農家などの<u>家族農業が維持されるとともに</u>、集落営農の組織化・法人化、既存の集落営農の広域化や近隣の担い手農業者との連携、企業の農業参入などを促進する必要があります。</p>
<p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立 主な取組方向</p>	<p>40 頁</p>	<p>③ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農を維持・発展させるため、<u>小規模な兼業農家や高齢農家等も参画した集落営農の組織化・法人化</u>、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進等に取り組</p>	<p>③ 中心となる担い手が不在の地域等において、営農を維持・発展させるため、<u>集落営農の組織化・法人化</u>、既存の集落営農の広域化や近隣地域で営農を行う農業経営体との連携促進等に取り組むとともに、<u>小規模な兼業農家や高齢農家</u></p>

項 目	頁 数	修 正 前	修 正 後
<p>第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開</p> <p>基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える農業構造の確立</p> <p>【基本事業Ⅱ-2】農業経営体の持続的な経営発展の促進</p>	42 頁	<p>みます。</p> <p>◇ 集落における多面的機能の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、<u>小規模な兼業農家や高齢農家</u>、地域のさまざまな方々の参画による集落営農の組織化、法人化を促進します。</p> <p>◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、(略)、アドバイスなどに取り組みます。</p>	<p><u>などの家族農業の維持・継続の促進を図ります。</u></p> <p>◇ 集落における多面的機能の維持活動や基盤整備事業との連携を図りながら、集落リーダーの養成等を進め、地域のさまざまな方々の参画による集落営農の組織化、法人化を促進します。</p> <p>◇ <u>地域の実情に応じて、小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業の維持・継続の促進に取り組みます。</u></p> <p>◇ 農業経営体のそれぞれの経営のステージに応じ、(略)、アドバイスなどに取り組みます。</p>
<p>第5章 推進体制の整備</p> <p>2 注力する取組とその推進体制</p> <p><プロジェクト2>多様な担い手の確保・育成</p> <p>1 めざす姿と取組方向</p> <p>(3) 小規模な兼業農家や高齢農家等の参画・連携による地域農業・集落機能の維持発展</p> <p>ア めざす姿</p>	59 頁	<p>・集落等において、<u>小規模な兼業農家や高齢農家、土地持ち非農家などの関係者が参画した集落営農等により、地域農業が維持・発展している姿</u></p>	<p>・集落等において、<u>小規模な兼業農家や高齢農家などの家族農業が維持・継続されるとともに、多様な担い手が参画した集落営農等により、地域農業が維持・発展している姿</u></p>